

地方就職学生支援補助金申請の手引き

2024 年度版

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

目 次

	頁
1 地方就職学生支援補助金とは	1
2 交付対象	1
3 補助金の額	3
4 申請書類	6
5 交付の条件	6
6 補助金の返還	7
7 申請期限	7
8 補助金交付後の確認	8
9 問合せ先・申請書の提出先	8

1 地方就職学生支援補助金とは

地方就職学生支援補助金とは、東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学部生で、卒業後、名古屋市へ移住し、名古屋市内を勤務地とする企業等に就職する場合に、地方で行う就職活動に要する交通費に対し、国・愛知県・名古屋市が共同で補助金を交付する制度です。

本制度は、次の「2 交付対象」を満たす方が対象となります。

2 交付対象

次に掲げる事項の全てを満たす方

移住等に関する要件

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏^{※1}内（条件不利地域^{※2}を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

区 分	対象可否
大学生（四年生大学） （飛び級により4年未満で卒業する場合を含む）	○
大学院生	×
短大生	×
高専生	×

※1 「東京圏」とは、以下のとおりです。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

イ 大学の卒業年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

住民票が東京圏外の地域（または東京圏のうち条件不利地域）にある学生であっても、東京圏内での居住実態が確認できれば要件を満たします。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定していること。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。

イ 卒業後に上記アの法人等に就職し、本市に転入する意思を有していること。

ウ 本市に、転入日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかであること。

イ その他愛知県知事又は名古屋市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 勤務地（就業場所）が、名古屋市内に所在すること。ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内の場合も可とする。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

(4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）ではないこと。

(5) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(6) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(7) 当該地域への勤務地限定型社員^{*}としての採用予定であること。

^{*}勤務地限定型社員とは、就業地（就業場所）が、名古屋市から通勤可能な地域に限定された採用に基づく社員のことで。

注意！

- ・申請者が地方就職学生支援補助金と移住支援補助金^{*}の支給要件を満たす場合であっても、両方を受給することはできません。（どちらか一方のみとなります。）

※移住支援補助金

移住支援補助金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から名古屋市へ移住し、移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・名古屋市が共同で補助金を交付する制度です。詳細は名古屋市公式ウェブサイト「名古屋市移住支援補助金のご案内」（<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000116152.html>）のページをご覧ください。

- ・申請者が、条例に規定する暴力団員である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、補助金の交付対象としません。補助金の交付決定を受けた方が前述に該当することとなったとき又はこれらの補助金の申請をしたときに前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとします。

3 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。

基準額	補助金額
① 実際に要した往復交通費の総額が 24,000円以上の場合	12,000円（定額）
② 実際に要した往復交通費の総額が 24,000円に満たない場合	要した往復交通費の総額の 1/2 以内 （千円未満切捨て）

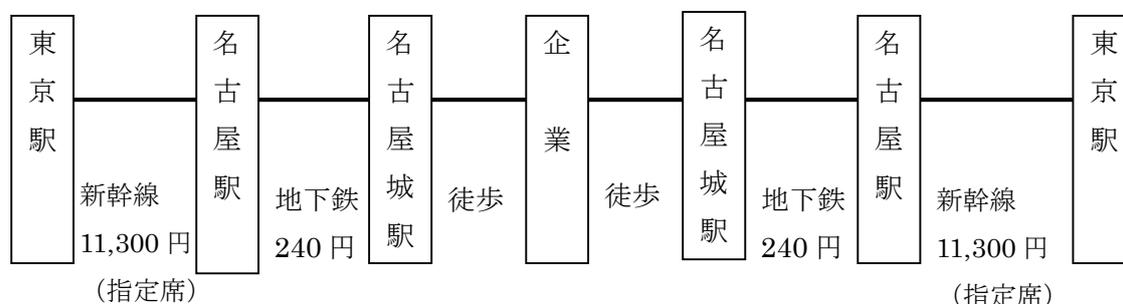
- ・補助金は、就職活動（選考に係るもの^{*}）にかかる往復交通費を対象として、1 人につき 1 往復分かつ 1 回限りとし、予算の範囲内で交付します。
- ・補助の対象となる往復交通費は次に掲げる事項の全てに該当するものを対象とします。
 - (1) 卒業年度の 6 月 1 日以降の就職活動（選考に係るもの）にかかる往復交通費であること。
 - (2) 内定を受けた法人等の就職活動（選考に係るもの）にかかる往復交通費であること。
 - (3) 正式な内定日が卒業年度の 10 月 1 日以降であること。

※上記の要件を満たす就職活動であれば、どの時点の面接・試験かは問いません。採用面接や採用試験以外（企業説明会やインターンシップ、内定後の懇親会等）に係る経費は対象外です。

※内定先企業が発行した就職活動の日時、場所等がわかる案内（通知文、メール等）及び移動したことがわかる領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等により、要した交通費が確認できるものが補助の対象です。自家用車を使用した場合や徒歩・自転車等、交通費が発生していない場合は対象外です。

<補助金額の具体例> ※新幹線料金は通常期・指定席の場合

【パターン1】名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に、東京駅から新幹線と地下鉄を使い、移動した場合



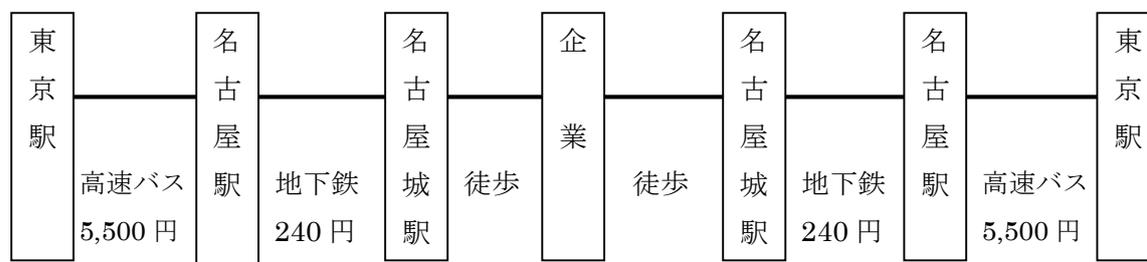
交通費総額

(新幹線 11,300円 + 地下鉄 240円) × 2 (往復分) = 23,080円

補助金額

23,080円 × 1/2 = 11,540円 ⇒ 11,000円 (千円未満切捨て)

【パターン2】名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に、東京駅から高速バスと地下鉄を使い、移動した場合



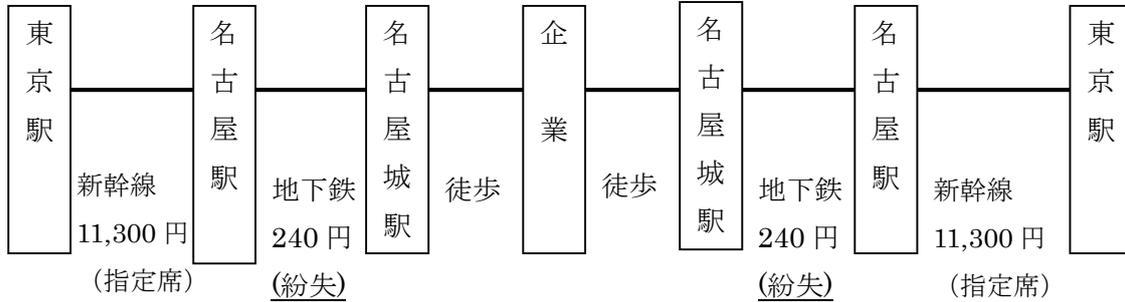
交通費総額

(高速バス 5,500円 + 地下鉄 240円) × 2 = 11,480円

補助金額

11,480円 × 1/2 = 5,740円 ⇒ 5,000円 (千円未満切捨て)

【パターン3】名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に、東京駅から新幹線と地下鉄を使い、移動した場合で、地下鉄の交通費に係る領収書を紛失している場合



交通費総額

新幹線 $11,300 \text{円} \times 2 = 22,600 \text{円}^*$

※領収書を紛失した区間は地方就職学生支援補助金の補助対象外となります。

補助金額

$22,600 \text{円} \times 1/2 = 11,300 \text{円} \Rightarrow \underline{11,000 \text{円}}$ (千円未満切捨て)

4 申請書類

補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- 名古屋市地方就職学生支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 誓約事項（第1号様式別紙1）
- 調査同意書（第1号様式別紙3）
- 内定証明書（第2号様式）
- 地方就職学生支援補助金の振込先がわかる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- 写真付き身分証明書の写し
〔例：運転免許証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート 等〕
- 東京圏内に居住していることがわかる書類
〔例：住民票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書の写し 等〕
- 在学証明書の原本（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に学校側で加筆・捺印（公印）してもらうこと。）
- 内定先の法人等への就職活動（選考に係るもの）の内容（開催日時、場所等）が記載された案内（文書、メール等）
- 内定先の法人等への就職活動（選考に係るもの）にかかる交通費の領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等*

※対象となる就職活動（選考に係るもの）の前後1日の日付の領収書が対象となります。

（この期間外の領収書については、その理由をお尋ねすることがあります。）

※交通系ICカードの利用や新幹線ネット予約等により、領収書が発行されない場合は、移動した日付、区間、金額がわかる利用明細等を領収書の代わりとすることができます。

5 交付の条件

- (1) 転入した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点並びに交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】（第9号様式）により速やかに名古屋市長に届け出ること。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び名古屋市から求められた場合には、それに応じること。

重要

6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます。ただし、就業先法人等の倒産等のやむを得ない事情があるものとして名古屋市長が認めた場合は返還を免除できる場合があります。

【全額の返還】

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 補助金の申請日から1年以内に、要件を満たす内定先の法人等へ就業しなかった場合
- (3) 補助金の申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 転入日から3年未満に本市から転出した場合
- (5) 就業日から1年以内に、内定証明書（第2号様式）に記載された職を辞した場合（ただし、退職から3カ月以内に補助金の要件を満たす別の職に就いた場合を除く。）

【半額の返還】

補助対象者が転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

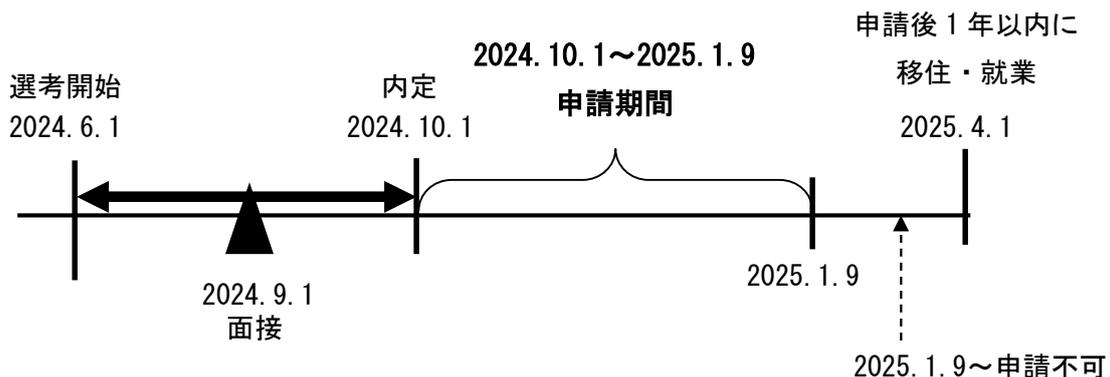
7 申請期限

2025年1月9日(木)までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

【例】

2024年9月1日に採用面接を受け、同年10月1日に対象企業から内定を得た場合



8 補助金交付後の確認

6の返還要件に該当しないことを確認するため、申請後、一定の期間内に受給者及び就業先は、届出内容についての変更の有無に係る報告をしてください。確認の結果、返還要件に該当する変更がある場合は、補助金の返還となる可能性がありますので注意してください。

本市に転入した後は、速やかに上記届出【補助対象者用】と添付書類（住民票の写し等）を下記担当までご提出ください。

<届出の内容について>

	受給者		就業先	
	定期	随時	定期	随時
届出時期	補助金の申請日から起算して1年、3年及び5年	交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき	受給者の就業日から起算して1年	内定証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき
届出内容	・住所 ・勤務先（勤務地）	・住所 ・勤務先（勤務地）	・就業条件 勤務地（就業場所）	就業条件 勤務地（就業場所）
使用様式	名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】		名古屋市地方就職学生支援補助金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】	

9 問合せ先・申請書の提出先

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

住所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（名古屋市役所本庁舎5階）

電話 052-972-3146 メール a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp